

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第2号

令和2年5月18日

近 畿 運 輸 局

事案番号	件名	届出事業者名	廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
1	廃止	阪急バス株式会社	起点：兵庫県尼崎市東園田町4丁目1 01-7番地先 終点：兵庫県尼崎市字下中ノ田206 番地先（JR猪名寺停留所） キロ程2.5km 起点：兵庫県尼崎市猪名寺2丁目12 番地先 終点：兵庫県伊丹市南町4丁目6番地 先（南町4交差点） キロ程0.8km 起点：兵庫県尼崎市猪名寺字前畑35 9番地先 終点：兵庫県尼崎市猪名寺字下久保3 62番地の1先 キロ程：0.2km	園田線1-B （伊丹営業所前 ～JR猪名寺～ 園田公民館～下 食満～阪急園 田） 休止中系統 （阪急塚口～つ かしん前～園田 公民館～下食満 ～阪急園田）	2020年9月28日	園田線は阪急バス株式会社が、伊丹営業所前を 起点とし、JR猪名寺駅から南清水・食満・瓦宮地 区を經由し、阪急電鉄園田駅まで運行する系統で ある。 当該系統は、利用状況が芳しくなく、阪急バス 株式会社は、2017年11月、2019年4月 にダイヤ改正を行う等経営努力を行ったが、昨今 の乗務員不足等により維持することが困難になり、 2020年9月25日の運行を以て、当該路線の 系統を廃止する。また、あわせて現在休止中の同 路線を運行する系統（阪急塚口～つかしん前～園 田公民館～下食満～阪急園田）の廃止も行うこと により、これらに伴う一部区間の路線廃止を行う。

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。